

〔問 7〕 労働基準法に定める就業規則等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記AからEまでのうちどれか。

- ア 労働基準法第 89 条に定める就業規則とは、労働者の就業上遵守すべき規律及び労働条件に関する具体的細目について定めた規則類の総称である。
- イ 労働基準法第 89 条に定める就業規則の作成義務等の要件である「常時 10 人以上の労働者を使用する」とは、10 人以上の労働者を雇用する期間が一年のうち一定期間あるという意味であり、通常は 8 人であっても、繁忙期においてさらに 2、3 人雇い入れるという場合も、これに含まれる。
- ウ 労働基準法第 89 条第 1 号から第 3 号までの絶対的必要記載事項の一部、又は、同条第 3 号の 2 以下の相対的必要記載事項のうち当該事業場が適用を受けるべき事項を記載していない就業規則は、同条違反の責を免れないものであり、労働基準法第 13 条に基づき、無効となる。
- エ 労働基準法第 32 条の 3 に定めるフレックスタイム制の対象となる労働者については、就業規則において始業及び終業の時刻を労働者の決定に委ねる旨の定めをし、また、フレックスタイム制においてコアタイムやフレキシブルタイムを設ける場合には、これらに関する事項を就業規則で定めておけば、労働基準法第 89 条第 1 号に定める「始業及び終業の時刻」の就業規則への記載義務を果たしたものとされる。
- オ 労働基準法第 90 条に定める就業規則の作成又は変更についての過半数労働組合、それがない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴取する義務については、文字どおり労働者の団体的意見を求めるということであって、協議をすることまで使用者に要求しているものではない。
- A （アとイ）
- B （イとウ）
- C （ウとエ）
- D （エとオ）
- E （アとオ）

第46回(平成26年度)社会保険労務士試験の合格基準及び正答

1 合格基準及び配点

(1) 合格基準															
本年度の合格基準は、次の 2 つの条件を満たした者を合格とする。															
① 選択式試験は、総得点26点以上かつ各科目 3 点以上（ただし、雇用保険法及び健康保険法は 2 点以上）である者															
② 択一式試験は、総得点45点以上かつ各科目 4 点以上である者（ただし、労働及び社会保険に関する一般常識は 3 点以上）である者															
※ 上記合格基準は、試験の難易度に差が生じたことから、昨年度試験の合格基準を補正したものである。															
(2) 配点															
① 選択式試験は、各問 1 点とし、1 科目 5 点満点、合計40点満点とする。															
② 択一式試験は、各問 1 点とし、1 科目10点満点、合計70点満点とする。															

2 試験問題の正答

出題形式 試験科目	選択式					択一式									
	A	B	C	D	E	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
労働基準法及び労働安全衛生法	⑬	⑩	⑬	⑤	⑥	A	E	C	C	C	D	B	C	E	C